



東日本ユニオン NEWS

HPはこちら

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2020年3月31日 No.196

東日本ユニオンは「退職まで安心して働くことのできる会社づくり」をめざします！ 3月31日付で以下の会社施策を妥結する

- 「変革 2027 を踏まえた新たなジョブローテーションの実施について」
- 「賃金制度等の改正について」及び「賃金制度等の改正について（追加）」
- 「乗務係等への発令行為に関する緊急申し入れ」に関する議事録確認
- 「ライフサイクルの深化に関する覚書」の廃止（確認事項）

東日本ユニオンは、2019年3月28日に経営側より「変革 2027 を踏まえた新たなジョブローテーションの実施について」さらに同年5月14日と9月25日に「賃金制度等の改正について（追加）」の提案を受けて以降、会社の発展に責任をもつ労働組合として真正面から施策と向き合い「安全・安定輸送の確保」「働きがい」「安心した生活」の実現にむけて取り組みを進めてきました。

この間、積み重ねてきた団体交渉を通じて「会社の発展のために」とした施策の目的に対する認識は労使で一致したもの「新たなスペシャリスト」と「新たなジョブローテーション」の選択制をはじめとした多くの要求を実現できなかった現実もあります。中央執行委員会は残された課題についても引き続き労使で議論することを確認したことなどから、3月31日に会社提案に対して妥結しました。

「新たなジョブローテーション」の実施において「検討中」となっていた内容について
団体交渉を通じて賃金に関する内容を明確にして

東日本ユニオンとJR東日本は議事録確認をしました！

※以下の内容は、東日本ユニオンの組合員のみならず、関係する全ての社員に適用されます。

「乗務係等への発令行為に関する緊急申し入れ」に関する議事録確認

令和2年3月31日

- (組合) 乗務係等への発令時期は乗務員勤務により乗務（見習業務）する月からとすること。
従来の見習い発令があった時期を、乗務係等の発令時期とすることでよいか。
- (会社) 基本給の調整の見直し（キャリア加算）については、職名の変更などに伴う2つ以上の区分を経験する場合、基本給額に2,000円を加えることとなる。
乗務係等の発令時期については検討中であるが、従来の車掌見習い、運転士見習いに相当する時期においては、乗務係等の発令がされた状態で業務に従事することとなる。
- (組合) 発令後において乗務不適格等により、区分変更に関する発令行為が生じても、基本給の減額は行わないこと。
- (会社) 基本給の調整の見直し（キャリア加算）に関し、本人の責に帰すべき事由による職名の変更などについては、個別に判断することとなる。